

理事会会議資料

(令和元年度第5回)

(提案書)

令和 2年 3 月 24日 (火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和元年度 第5回 神栖市社会福祉協議会理事会 提案書

提案日：令和2年3月24日(火)

1. 協議事項

第5次地域福祉活動計画(最終案)について (第5次地域福祉活動計画策定委員会)

2. 議 事

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画)実施
3年次の進捗状況(最終報告)について

議案第1号 事務局職員の継続雇用に関する規則の一部改正(案)について

議案第2号 給与に関する規程の一部改正(案)について

議案第3号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第4号 財政調整積立金の一部処分にかかる令和元年度補正予算(案)について

議案第5号 令和2年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

議案第6号 令和2年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第7号 令和2年度 公益事業区分 収支予算(案)について

議案第8号 令和元年度第2回評議員会の招集について

協議事項 第5次地域福祉活動計画（最終案）について

<提案理由>

策定委員の皆様にご審議をいただきました「第5次地域福祉活動計画（素案2。令和2年2月17日付審議依頼）」につきまして、委員の皆様の見解、並びに市関係各課（社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、こども福祉課）から寄せられた意見をふまえ、別添「最終案」としてまとめましたので、内容の検討をお願いいたします。

本案件につきましては、地域福祉活動計画策定委員会の協議事項として提案するもので、最終案の検討終了をもって、策定委員の任期は終了となります。なお、計画書につきましては、最終案の内容について同意をいただいた後250部を発行する計画としております。委員の皆様には6月上旬頃にお届けする予定です。

令和 2年 3 月 2 4 日 提出

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施3年次の進捗状況（最終報告）について

<提案理由>

本計画は平成29～令和元年度の3年間の実施計画として策定しております。

計画最終年次となる本年度の進捗状況については令和元年度第3回理事会（令和元年8月29日開催）で中間報告をいたしました。その後の実施状況及び3年次の最終評価結果について、別添資料のとおり報告いたします。

なお、最終評価が「C」となった「I-① 会費収入の確保（特別会費の見直し）」につきましては、令和2年度以降においても可能な限り多くの世帯の特別会員加入をいただけるようリーフレット、ホームページ等による広報活動を強化します。

同じくC評価となった「I-② 共同募金の増額（職域募金の増強）」につきましては、今後も引き続き市内の企業・事業へダイレクトメール等により協力を呼びかけ、増強に向けた努力を継続します。

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第1号 事務局職員の継続雇用に関する規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会正職員の定年（60歳）以後の雇用形態に関して、神栖市職員に適用される再任用制度との均衡を図るため、事務局職員の継続雇用に関する規則を一部改正（令和元年度第3回理事会）しておりますが、再任用の具体的手続きに関して、神栖市再任用職員に準じた取扱とするため、第4条（対象者）及び第6条（継続雇用職員の身分）の一部を改正するものです。

審議の上、同意願います。

なお、本会正職員19名のうち1名が本年3月末日をもって定年退職となり、4月1日以降は本会の再任用職員として勤務する予定となっております。

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事務局職員の継続雇用に関する規則改正案（※下線・該当箇所を削除、赤字・修正または追加）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（対象者）</p> <p>第4条 継続雇用の対象となる者は、正職員または常勤・非常勤職員のうち、継続雇用する年度の前年度に定年退職した者及び継続雇用する年度の前年度に継続雇用されていた者で、継続雇用を希望する者（以下、「希望者」という。）とする。</p> <p>2 希望者は、所定の日までに、その雇用の意思を<u>文書</u>により会長に提出しなければならない。</p> <p>3 会長は、<u>文書</u>が提出された後、継続雇用時における勤務形態その他必要な事項を定め、希望者に通知するものとする。</p> <p>（継続雇用職員の身分）</p> <p>第6条 継続雇用職員の身分は、非常勤職員とする。</p> <p>2 継続雇用職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、本会非常勤職員就業規則を準用する。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、正職員として<u>20年以上</u>勤続した職員の身分は、再任用職員とする。</p> <p>4 <u>再任用職員に関する規則は別に定める。</u></p>	<p>（対象者）</p> <p>第4条 継続雇用の対象となる者は、正職員または常勤・非常勤職員のうち、継続雇用する年度の前年度に定年退職した者及び継続雇用する年度の前年度に継続雇用されていた者、<u>または定年退職日以前に退職した正職員のうち次に掲げる者</u>で、継続雇用を希望する者（以下、「希望者」という。）とする。</p> <p>（1）<u>25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u></p> <p>（2）<u>前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>2 希望者は、所定の日までに、その雇用の意思を<u>申出書（様式第1号）</u>により会長に提出しなければならない。</p> <p>3 会長は、<u>申出書</u>が提出された後、継続雇用時における勤務形態その他必要な事項を定め、<u>通知書（様式第2号）</u>により希希望者に通知するものとする。</p> <p>（継続雇用職員の身分）</p> <p>第6条 継続雇用職員の身分は、非常勤職員とする。</p> <p>2 継続雇用職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、本会非常勤職員就業規則を準用する。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、正職員として勤続した職員の身分は、再任用職員とする。</p> <p>4 <u>再任用職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、本会事務局職員就業規則を準用し、再任用職員の給与等は、本会給与等に関する規程に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>4 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年9月1日より適用する。</u> （改訂則第33号）</p>

議案第2号 給与等に関する規程の一部改正(案)について

<提案理由>

事務局職員の継続雇用に関する規則第6条第3項に規定する再任用職員にかかる給与等について、神栖市再任用職員に準じた取扱とする事を条文化するため、第1条（職員の定義）、第2条（給与の種類）、第8条（給与の決定）、第13条（期末手当）及び第14条（勤勉手当）の一部を改正するものです。

また、正職員へ支給する管理職手当の額について、現在の事務局体制及び役職に応じ、「神栖市職員の給与に関する規則」に準じ、かつ市職員を上回らない取扱とするため、当該別表の一部を改正するものです。

審議の上、同意願います。

なお、現在本会正職員で管理職手当の支給対象となっている者は4名（事務局長及びセンター長3名）です。

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

給与等に関する規程改正案 (※下線・該当箇所を修正、**赤字**・修正または追加)

改正前の条文	改正後の条文 (案)
<p>(職員の給与)</p> <p>第1条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等(以下「市条例等」という。)に準じてこれを支給する。</p> <p>2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第1条第1項に規定する職員をいう。</p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第1条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等(以下「市条例等」という。)に準じてこれを支給する。</p> <p>2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第1条第1項に規定する職員及び本会事務局職員の継続雇用に関する規則第6条第4項に規定する再任用職員をいう。</p>
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料 (5) 時間外勤務手当 (9) 地域手当 (2) 扶養手当 (6) 休日勤務手当 (10) 期末手当 (3) 通勤手当 (7) 夜間勤務手当 (11) 勤勉手当 (4) 住居手当 (8) 管理職手当 (12) 退職手当</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料 (5) 時間外勤務手当 (9) 地域手当 (2) 扶養手当 (6) 休日勤務手当 (10) 期末手当 (3) 通勤手当 (7) 夜間勤務手当 (11) 勤勉手当 (4) 住居手当 (8) 管理職手当 (12) 退職手当 2 再任用職員の給与は、前項のうち(1)(3)(5)(6)(7)(9)(10)(11)とする。</p>
<p>(給与、初任給)</p> <p>第8条 職員の給与は市条例等の規定を準用する。</p> <p>2 新たに採用する職員の初任給の決定は、市条例等の規定に準じて行う。</p>	<p>(給与、初任給)</p> <p>第8条 職員の給与は市条例等の規定を準用する。</p> <p>2 新たに採用する職員の初任給、及び再任用職員の給料月額の決定は、市条例等の規定に準じて行う。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に市条例等に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に市条例等に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 再任用職員で、雇用保険制度における高年齢雇用継続給付金の支給がある職員は、第2項で得た期末手当の額から当該給付額を減額した額とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手</p>

当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合と勤務成績による割合を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第2条関係別表（管理職手当額表）

支給対象者	支給額
参事	月額 55,000円
事務局長	月額 51,000円
副参事	月額 41,000円
事務局次長	月額 37,000円
支所長・センター長	0円

当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合と勤務成績による割合を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

7 再任用職員で、雇用保険制度における高年齢雇用継続給付金の支給がある職員は、第2項で得た勤勉手当の額から当該給付額を減額した額とする。

第2条関係別表（管理職手当額表）

支給対象者	支給額
困難な業務を分掌する事務局長	月額 65,000円
事務局長	月額 60,000円
参事	月額 55,000円
事務局次長	月額 51,000円
副参事	月額 41,000円
	月額 37,000円
支所長・センター長	0円

付 則

11 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(改訂則第130号)

議案第3号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会非常勤職員（パート）の賃金については、これまで「神栖市臨時職員任用等管理規程」に準じて賃金単価等を規定しておりましたが、規程の一部改正が行われたこと。また、地方公務員法及び地方自治法が改正され、非正規公務員の新たな雇用形態として「会計年度任用職員制度」が、令和2年4月より神栖市でも導入されることから、「週労働20時間以上の職員に対する賞与の支給」など、時間給で働く市の職員に準じ、本会非常勤職員の賃金体系に関して改正を行うものです。

審議の上、同意願います。

なお、現在本会が労働契約を締結している非常勤職員は3名です。

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

非常勤職員就業規則改正案（※下線・該当箇所を削除、赤字・修正または追加）

改正前の条文	改正後の条文（案）																				
<p>（非常勤職員の賃金）</p> <p>第 24 条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。午後 6 時以後 7 時まで、午前 7 時以後 8 時までの勤務については早朝夜間賃金を支給する。</p> <p>（1）勤務 1 時間あたりの賃金</p> <table border="1" data-bbox="197 607 788 855"> <thead> <tr> <th>勤務内容</th> <th>1 時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業補助・相談員（勤続 20 年以上）</td> <td>1, 200 円</td> </tr> <tr> <td>事業補助・相談員</td> <td><u>940</u> 円</td> </tr> <tr> <td>事務要員</td> <td><u>850</u> 円</td> </tr> <tr> <td>研修会参加時</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2</p> <p>3</p> <p>（休暇等の賃金）</p> <p>第 25 条 別表<u>3</u>の定めによる。</p>	勤務内容	1 時間の賃金	事業補助・相談員（勤続 20 年以上）	1, 200 円	事業補助・相談員	<u>940</u> 円	事務要員	<u>850</u> 円	研修会参加時	700 円	<p>（非常勤職員の賃金）</p> <p>第 24 条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。午後 6 時以後 7 時まで、午前 7 時以後 8 時までの勤務については早朝夜間賃金を支給する。</p> <p>（1）勤務 1 時間あたりの賃金</p> <table border="1" data-bbox="841 607 1431 855"> <thead> <tr> <th>勤務内容</th> <th>1 時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業補助・相談員（勤続 20 年以上）</td> <td>1, 200 円</td> </tr> <tr> <td>事業補助・相談員</td> <td><u>1, 000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>事務要員</td> <td><u>880</u> 円</td> </tr> <tr> <td>研修会参加時</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2</p> <p>3</p> <p><u>4 労働契約の期間が 6 月以上かつ週の労働時間が 20 時間以上の非常勤職員で、基準日及び賞与支給日に在職する者について、その勤務成績、職務内容、勤務日数等を考慮し、別表 3 に定める方法により賞与を支給する。</u></p> <p>（休暇等の賃金）</p> <p>第 25 条 別表<u>4</u>の定めによる。</p> <p><u>別表 3（第 24 条第 4 項関係）</u></p> <p><u>賞与</u></p> <p><u>基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 10 日</u> <u>月額平均賃金 × 1.0 ヶ月</u></p> <p><u>基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日</u> <u>月額平均賃金 × 1.0 ヶ月</u></p> <p><u>※月額平均賃金：基準日以前 6 か月以内の非常勤職員としての在職期間における賃金（通勤手当を除く。）の 1 月当たりの平均額</u></p> <p>付 則</p> <p><u>4 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（改訂則第 34 号）</u></p>	勤務内容	1 時間の賃金	事業補助・相談員（勤続 20 年以上）	1, 200 円	事業補助・相談員	<u>1, 000</u> 円	事務要員	<u>880</u> 円	研修会参加時	700 円
勤務内容	1 時間の賃金																				
事業補助・相談員（勤続 20 年以上）	1, 200 円																				
事業補助・相談員	<u>940</u> 円																				
事務要員	<u>850</u> 円																				
研修会参加時	700 円																				
勤務内容	1 時間の賃金																				
事業補助・相談員（勤続 20 年以上）	1, 200 円																				
事業補助・相談員	<u>1, 000</u> 円																				
事務要員	<u>880</u> 円																				
研修会参加時	700 円																				

議案第4号 財政調整積立金の一部処分にかかる令和元年度補正予算(案)について

<提案理由>

本会の令和元年度収支について、支出部門は事業計画にもとづき当初予算の範囲での執行を見込んでおりますが、その財源となる会費収入、寄付金収入につきましては別添資料の通り毎年減少傾向にあり、支出に充てる財源が不足する状況となっております。

そのため、財政調整積立金設置管理規程第6条の規定に基づき、財政調整積立金（現在額400万円）の一部を処分することについてお諮りするものです。

併せて、処分にかかる予算措置、また会費収入、寄付金収入については収入見込をふまえ予算の減額補正を行うため、別添の通り、令和元年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)を編成いたしました。

審議の上、同意願います。

○今回処分する金額 3,000,000円

(処分した額については「事業費支出」の財源として活用し、精神障害者支援活動、発達障害療育者研修、広報紙の発行など、社協自主事業の運営費に充てさせていただく予定です。)

令和2年3月24日 提出

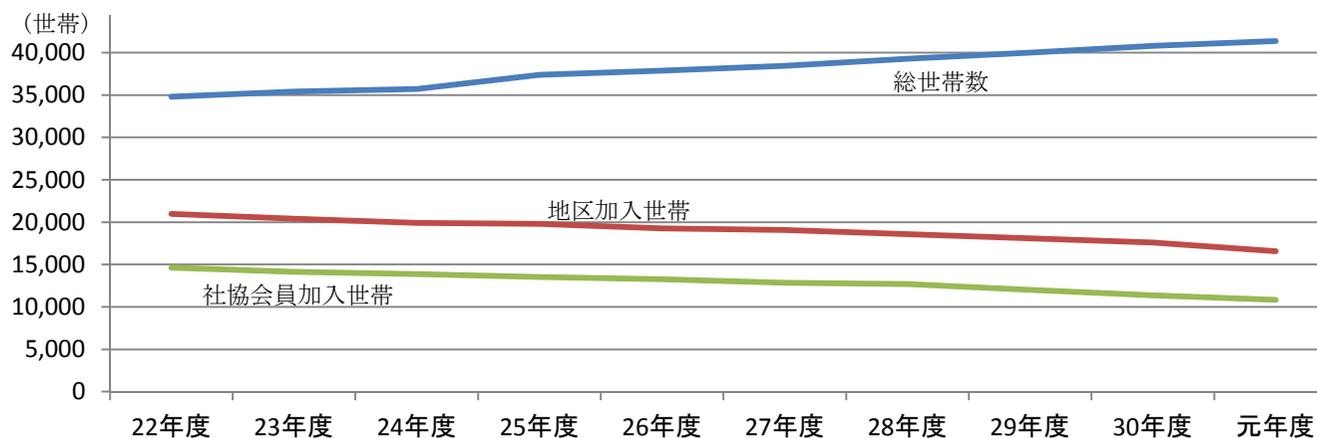
社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第2号関連資料

予算と実績の推移 (①会費収入)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	備考
予算	一般会費	14,696,000	14,541,000	14,070,000	13,819,000	13,518,000	13,301,000	12,994,000	12,775,000	12,775,000	12,775,000	
	特別会費	150,000	150,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	360,000	360,000	396,000	
	団体会員							0	39,000	39,000	51,000	
	法人会費	3,090,000	3,230,000	3,300,000	3,300,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,600,000	
	総額	17,936,000	17,921,000	17,550,000	17,299,000	17,198,000	16,981,000	16,674,000	16,674,000	16,674,000	16,822,000	
実績	一般会費	14,585,000	14,081,000	13,841,000	13,523,500	13,248,500	12,802,500	12,685,000	11,931,500	11,317,000	10,822,000	1,000円以上
	特別会費	165,000	215,000	160,000	130,000	120,000	155,000	135,000	126,000	114,000	50,000	2,000円以上
	団体会員								23,000	25,000	26,000	3,000円以上
	法人会費	3,240,000	3,360,000	3,340,000	3,520,000	2,830,000	3,250,000	3,240,000	3,340,000	3,430,000	3,200,000	20,000円以上
	総額	17,990,000	17,656,000	17,341,000	17,173,500	16,198,500	16,207,500	16,060,000	15,420,500	14,886,000	14,098,000	
予算執行率	一般会費	99.2%	96.8%	98.4%	97.9%	98.0%	96.3%	97.6%	93.4%	88.6%	84.7%	
	特別会費	110.0%	143.3%	88.9%	72.2%	66.7%	86.1%	75.0%	35.0%	31.7%	12.6%	
	法人・団体	104.9%	104.0%	101.2%	106.7%	80.9%	92.9%	92.6%	95.0%	97.6%	88.4%	
	総額	100.3%	98.5%	98.8%	99.3%	94.2%	95.4%	96.3%	92.5%	89.3%	83.8%	
総世帯数	34,805	35,411	35,732	37,373	37,897	38,440	39,287	40,012	40,012	40,809	41,370	
地区加入	20,963	20,419	19,911	19,791	19,259	19,085	18,588	18,090	18,090	17,607	16,556	協力依頼世帯
地区加入率	60.2%	57.7%	55.7%	53.0%	50.8%	49.6%	47.3%	45.2%	45.2%	43.1%	40.0%	

※2月末実績



予算と実績の推移 (②寄付金収入)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	備考	
予算	一般寄付	4,500,000	4,500,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,400,000	4,050,000	4,050,000	4,050,000		
	指定寄付	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000		
	総額	4,900,000	4,900,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,800,000	4,450,000	4,450,000	4,450,000		
実績	一般寄付	4,803,013	3,375,556	2,791,672	3,004,398	2,456,565	4,784,746	3,264,410	2,434,494	3,208,657	1,742,562		
	指定寄付	539,903	1,428,698	271,352	580,100	134,940	426,345	412,337	265,703	239,319	296,399		
	総額	5,342,916	4,804,254	3,063,024	3,584,498	2,591,505	5,211,091	3,676,747	2,700,197	3,447,976	2,038,961		
	大口寄付	100万円～	3件	2件	1件	1件	1件	3件	1件		1件		
		50万円～								1件			
		30万円～	1件	3件	1件	2件	1件	1件	1件				
10万円～		4件	3件	4件	4件	3件	4件	4件	6件	6件	4件		
	5万円～	10件	9件	7件	7件	6件	7件	2件	6件	9件	6件		
執行率	一般寄付	106.7%	75.0%	84.6%	91.0%	74.4%	145.0%	96.0%	60.1%	79.2%	43.0%		
	指定寄付	135.0%	357.2%	67.8%	145.0%	33.7%	106.6%	103.1%	66.4%	59.8%	74.1%		
	総額	109.0%	98.0%	82.8%	96.9%	70.0%	140.8%	96.8%	60.7%	77.5%	45.8%		
当該年度中の災害等		東日本大震災(3月)					関東東北豪雨(9月)				台風15号(9月) 台風19号(10月)		

※2月末実績

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 令和元年度 社会福祉事業区分補正予算書(案)

勘定科目		当初予算額	補正予算額	補正後予算額	2月末執行済額(備考)	
事業活動による収支	収入	会費収入	16,822,000	△ 1,000,000	15,822,000	14,096,000
		一般会費収入	12,775,000	△ 800,000	11,975,000	10,822,000
		特別会費収入	396,000	△ 200,000	196,000	48,000
		団体会費収入	51,000		51,000	26,000
		法人会費収入	3,600,000		3,600,000	3,200,000
		寄附金収入	4,450,000	△ 2,000,000	2,450,000	2,038,961
		一般寄付金収入	4,050,000	△ 2,000,000	2,050,000	1,742,562
		指定寄付金収入	400,000		400,000	296,399
		経常経費補助金収入	93,127,000		93,127,000	88,516,414
		受託金収入	31,199,000		31,199,000	30,134,772
	事業収入	38,861,000		38,861,000	37,643,043	
	障害福祉サービス等事業収入	2,035,000		2,035,000	1,587,480	
	受取利息配当金収入	81,000		81,000	71,468	
	その他の収入	1,054,000		1,054,000	800,824	
	事業活動収入計(1)	187,629,000	△ 3,000,000	184,629,000	174,888,962	
支出	人件費支出	174,257,000		174,257,000	160,279,275	
	事業費支出	13,506,000		13,506,000	10,873,360	
	事務費支出	14,075,000		14,075,000	10,553,580	
	受託事業等支出	168,000		168,000	6,500	
	共同募金配分金事業費	160,000		160,000	38,298	
	助成金支出	2,453,000		2,453,000	1,871,000	
	事業活動支出計(2)	204,619,000	0	204,619,000	183,622,013	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 16,990,000	△ 3,000,000	△ 19,990,000	△ 8,733,051	
施設整備等	固定資産売却収入	0		0	11,880	
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	11,880	
	固定資産取得支出	750,000		750,000		
	施設整備等支出計(5)	750,000	0	750,000	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 750,000	0	△ 750,000	11,880	
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000
		積立資産取崩収入	7,501,000	3,000,000	10,501,000	7,500,000
		財政調整積立資産取崩収入	1,000	3,000,000	3,001,000	(現在400万円)
		退職手当積立資産取崩収入	7,500,000		7,500,000	7,500,000
		事業区分間繰入金収入	3,286,000		3,286,000	2,228,310
		拠点区分間繰入金収入	17,424,000		17,424,000	17,249,008
		その他の活動収入計(7)	38,211,000	3,000,000	41,211,000	36,977,318
	支出	事業区分間繰入金支出	3,286,000		3,286,000	2,228,310
		拠点区分間繰入金支出	17,424,000		17,424,000	17,249,008
		その他の活動支出計(8)	20,710,000	0	20,710,000	19,477,318
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		17,501,000	3,000,000	20,501,000	17,500,000	
	予備費支出(10)	5,212,000	0	5,212,000	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 5,451,000	0	△ 5,451,000	8,778,829	
	前期末支払資金残高(12)	5,451,000	0	5,451,000	2,209,754	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	10,988,583	
	予算総額	231,291,000	0	231,291,000	214,087,914	

議案第5号 神栖市社会福祉協議会 令和2年度事業計画(案)について

<提案理由>

「第5次地域福祉活動計画（令和2年度～6年度）」に基づき、令和2年度本会事業計画(案)を、別添「令和2年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり作成しました。

審議の上、同意願います。

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第6号 令和2年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第7号 令和2年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

令和2年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の令和2年度収支予算(案)を、別添「令和2年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、福祉活動基金の一部処分を行う計画としております。具体的な処分理由は以下の通りです。併せて審議の上、同意願います。

○福祉活動基金（2年度当初残高：12,600万円）の一部を処分する理由

平成30年度第3回理事会（平成31年1月15日）で、基金の保有限度額を6,000万円とし、当時の基金現在高13,600万円との差額7,600万円を、平成31年度から10年間で活用していく計画が決議されました。活用2年目となる令和2年度の活用計画は以下の通りです。

- ・福祉後見サポートセンターかみす、福祉感謝会、福祉車両レンタカー利用料助成、広報活動など、自主事業の拡大・充実のための財源として活用
- ・ボランティア助成（ボランティアグループ、市内学校等）の原資として基金を活用
- ・相談、訪問活動充実に向けた備品、ソフトウェア整備のために基金を活用
- ・処分予定額（当初予算案に計上）：1,700万円

令和2年3月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第 8 号 令和元年度第 2 回評議員会の招集について

<提案理由>

本件については、定款第 14 条の規程に基づき、第 4 回理事会（令和 2 年 1 月 16 日開催）で決議いただき、3 月 30 日（月）の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議の招集を見送り、定款第 16 条第 3 項にもとづくみなし決議（評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす）とすることについて同意願います。

令和元年度第 2 回評議員会

実施方法 みなし決議（会議を招集せず、会議資料（提案書）を全評議員へ郵送し、書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得る）

議事案件 報告第 1 号 第 5 次地域福祉活動計画（最終案）
議案第 1 号 補欠役員の選任
議案第 2 号 財政調整積立金の一部処分にかかる令和元年度補正予算（案）
議案第 3 号 令和 2 年度神栖市社会福祉協議会事業計画（案）の承認
議案第 4 号 令和 2 年度社会福祉事業区分 収支予算（案）の承認
議案第 5 号 令和 2 年度公益事業区分 収支予算（案）の承認

実施対象 評議員 40 名

令和 2 年 3 月 24 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進